

安来市告示第82号

安来市産後ケア事業実施要綱（令和2年安来市告示第158号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫



第3条中「又は里帰り等で一時的に市内に居住する者」を削る。

第10条第1項中「産後ケア事業利用変更申請書（様式第4号）を」を削り、「提出」を「報告」に改め、同条第2項中「変更申請書の提出」を「利用者からの報告」に、「実施医療機関等へする変更の可否を決定し、産後ケア事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）により利用者に通知」を「内容によっては産後ケア事業実施依頼書（様式第3号）により医療機関等に依頼」に改める。

第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

（償還払いによる助成）

第15条 対象者が、里帰り等によって市が委託する医療機関等以外において産後ケア事業を利用した場合は、償還払いにより費用の助成を受けることができる。

2 前項の規定により、産後ケア事業利用費用助成を受けようとする者は、第6条の規定により、あらかじめ市へ産後ケア事業の利用申請を行わなければならない。また、利用は、第7条による市からの決定通知後とする。

3 利用できる施設は、里帰り先の自治体が委託する医療機関等に限る。

4 産後ケア事業利用費用助成を受けようとする者は、利用した年度の3月31日までに、産後ケア事業利用費用助成申請書兼請求書（様式第5号）に次の各号に規定する書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）利用した医療機関等が発行した領収書及び明細書（産後ケアの利用日、利用者氏名、利用種別、内容及び医療機関等の名称が記載されていること。）

(2) 母子健康手帳（産後ケアの実施が記載されているページ）

(3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額等）

第16条 助成金の額は、予算の範囲内において、対象者が利用した医療機関等に支払った額から別表第1に掲げる負担金に利用日数又は利用回数を乗じた額を除いた額で第4条に規定する内容に限る。ただし、別表第2に掲げる基本額に利用日数又は利用回数を乗じた額から別表第1に掲げる負担金に利用日数又は利用回数を乗じた額を除いた額を上限とする。

（助成金の返還）

第17条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた者に対し、支給を行った助成金の返還を求めるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第16条関係）

助成上限	短期入所型 (1日当たり)	通所型 (1回又は 1日当たり)	訪問型 (1回当たり)
基本額	円 22,000	円 15,000	円 11,000
多児加算	22,000	15,000	11,000
利用者負担金	2,500	2,000	1,000

様式第4号を削り、様式第6号を様式第4号に改める。

様式第5号を次のように加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

安来市長 様

申請者 住 所
氏 名

（記名押印又は署名）

産後ケア事業利用費用助成申請書兼請求書

安来市産後ケア事業実施要綱第15条の規定に基づき、次のとおり申請及び請求します。

なお、申請に当たり市が私及び私の世帯員の市町村民税の課税状況及び住民基本台帳による世帯状況について確認することに同意します。

フリガナ			生 年 月 日	
利用者氏名(母)			年 月 日	
フリガナ		男	生 年 月 日	
利用者氏名(子)		女	年 月 日	
フリガナ		男	生 年 月 日	
利用者氏名(子)		女	年 月 日	
利用者住所 (里帰り先等)	〒 電話番号 ()			
産後ケア事業利用 医療機関等(名称)	種類	利用日 (全て記載)		支払済額 (合計) A
自己負担額 (合計) B		請求額 (A-B)		
振込先	銀行・信組 金庫・農協		本店 支店	預金 種別 普通・当座
	フリガナ			口座 番号
	口座名義人			

添付書類：領収書及び明細書、母子健康手帳

(注) 1 複数の利用分をまとめて申請できません。

2 自己負担額：訪問型・・・1,000円/回、通所型：2,000円/日、短期入所型：2,500円/日(1泊2日で2日分)